

特定健診を受けましょう

問い合わせ 健康長寿課 ☎ 内線 224 ~ 226

今年度も、生活習慣病の危険因子であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症群）と、その予備群の人を発見するために、健康診査を実施します。

この健診を受診できる人は、加入している健康保険により異なり、町で受けられる健診の対象者は次のとおりです。それ以外の人は、それぞれの加入している医療保険者・事業所に直接お問い合わせください。

なお、特定健康診査を受診された人は、その結果により特定保健指導の対象になります。



	特定健康診査	後期高齢者健康診査	住民健康診査
対象者	国民健康保険加入者の35歳、40歳～74歳の人（※1） （満75歳の誕生日前日まで）	・後期高齢者医療保険加入者 ・75歳以上の人（※2） （一部65歳～74歳の人を含みます）	16歳以上39歳以下の人 （学生、職域健診のある人を除く）（※3）
健診料金	1,000円 （住民税非課税世帯・70歳以上は免除）（※4）	無料	1,000円 （住民税非課税世帯は免除）
健診項目	問診・身体測定（身長・体重・腹囲）・血圧測定・尿検査・肝機能検査・腎臓機能検査・血糖検査・脂質検査・胸部レントゲン・医師の診察 『特定健康診査のみ必須』 腹囲測定、心電図検査 『追加項目』 心電図検査・眼底検査・喀痰検査 ※医師が必要と認めた人		
健診日程	左ページの表のとおり		
受診券	あり（別途送付）	あり（別途送付）	なし
持ち物	受診券・問診票・国民健康保険被保険者証	受診券・問診票・後期高齢者医療被保険者証	健康保険証

- ※1 40歳～74歳（昭和22年9月14日～昭和58年4月1日に生まれた人）
35歳（昭和62年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた人）
- ※2 75歳以上（昭和22年9月13日までに生まれた人）
- ※3 16歳～39歳（昭和58年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人）
- ※4 70歳以上（昭和28年4月1日までに生まれた人）

！ 注意事項

- ① 昭和22年9月14日～16日までに生まれた人は、受診日により健診の種類が異なりますのでご注意ください。
- ② 血液検査があります。
・午前受診の人は、前日の夕食後10時間以上は水以外の飲食物を控えてください。
・午後受診の人は、当日の軽めの朝食後、水以外の飲食物を控えてください。
・夜間受診の人は、当日の軽めの昼食後、水以外の飲食物を控えてください。
- ③ レントゲン撮影がありますので、ボタン・金具のない服装（ボタンのないTシャツなどは着たまま撮影できません）を外して撮影します。
- ④ 眼底検査（医師が必要を認めたら）は、コンタクトレンズを外して撮影します。
- ⑤ 受診する前は、アルコールの摂取や過度の運動などを控えてください。